

第一類 第九号

衆八十回国会 商工委員会 議録 第二十一号

昭和五十二年五月十二日(木曜日)

午前十時四十三分開議

出席委員

委員長

中島源太郎君 嘉文君

理事

武藤

理事

上坂

理事

松本

理事

忠助君

正久君

青木

鹿野

藏内

島村

辻

英雄君

渡辺

萩原

安田

三郎君

玉城

宮田

早苗君

純治君

通商産業大臣

國務大臣

内閣官房長官

國務大臣

出席政府委員

内閣審議官

内閣官房長官

公正取引委員会

公正取引委員会

事務局長

商工委員会

出席委員

ところが、東京高裁なり最高裁まで私は絶対に間違っていないということで争うということになりますと、実は、法形式論としては、その裁判が確定するまではこの違法行為というものは続いているといふに考えるのが現在の独禁法のたてまえだらうと私は思うのですが、そうしますと、裁判が非常に長くなるということになりますと実行期間が非常に長くなるという場合がありますので、実行期間を短くしようということを何か考えでておかないといかぬのではないかと思うのです。

そこで、私は具体的に申し上げたいのですけれども、独禁法の中には、違反行為がなくなつたと認められたときにはそいついた形の審決をするというふうになつております。したがいまして、普通の場合でしたら、よく新聞広告で、事業者団体あるいは当該行為をしたところの会社との連名でもつて、今回公正取引委員会の指示によりこうした協定は破棄いたしましたからといふなことが出でおりますが、そういうしたことではなくて、違反行為をした、ところがみずからの意思によつて新しい価格を決定したり、今までの行為はないとは考えているけれども念のためわれわれは新しい価格決定をこういうふうな形でやるという形にして、疑いのある、また問題となるところの期間の終結を一方的に宣言する、そういう形によって実行期間の問題がそこで終結するという形を公正取引委員会の審決等によって確認する、その上で、既往の違反事件になりますから、この既往の違反事件について課徴金を幾ら取る、または審決でもつて違反行為であったかどうかということを確認するという手続を公正取引委員会がとるという形にすれば、実は、裁判が非常に長引いて実行期間が長くなつて思いもかけなかつた課徴金を取られるというような問題はなくなるのではないかと私は思うのです。

実は、なぜ私がこういうことを申し上げるかといいますと、法律で争う権利というのは国民にすべて認められているわけあります。この認められ

れておるところの権利を、課徴金をたくさん取るぞ、裁判を長引かせることによって課徴金が非常にたくさん積まれることになるぞというふうなことになりますと、経済的な利益を考えて裁判を受ける権利を実質的に制約されると、ということになります。したならば、これは憲法上の問題としても非常に問題があるのでないかと私は考えておりますので、いま私が申し上げたようなことが一体やれることは、いかがで御答弁ください。

○木口政府委員 お答え申し上げます。

カルテルの実行期間の終期の問題でござりますが、この問題についていろいろむずかしい問題も仰せのようございます。一般的に申し上げますと、カルテルに対する排除措置の審決が出され、それで事業者の方が当該排除措置を実行に移すという場合には、その実行に移された日が終期であると見られるわけでございます。これがごく一般的な場合でございます。

ところが、いま先生がお話しになりましたように、相手の事業者側が非常にがんばって訴訟まで持ち込むといった場合にはどういうことになるかといふことでございますが、それでは訴訟を持ち込んだ場合には、違反行為がないのであれば、これは幾ら長くなつても課徴金がかからないということは自明のこととございます。

そこで、違反行為があつた場合に、何年もたつて判決が出て、長期間にわたつて実行期間としての多額の課徴金を取られることは酷ではないかといふ御趣旨かと思ひますが、埋罠から申し上げますと、実際に違反行為をしておつて、それでがんばつておつて期間が長くなつても、これはやむを得ないというのが一般論でございます。しかしながら、確かに仰せのようなこともよくわかります。現在のような経済情勢でたとえカルテル行為があつたとしても、それによって取り決められた価格が五年も十年もそのまま続くということはちょっとと常識では考えられないと思います。

そこで、違反行為があつたかなかつたかについ

ては争いながらも、ある時点において価格の変動等があるって、それがカルテルによるものではなくて、事業者の間の自由な競争に基づいて決められた価格であるということが認められる場合には、当然そこで実行期間が終わつたと考えるべき一
スもあるのではないか、こういうふうに考えま
す。

○林(義)委員 公正取引委員会がそういった判断をされるわけですから、やはりはつきりした期間を何らかの形ですることが必要ではないか。裁判所を受ける権利を害されないということから考えて、その点の配慮をいろいろな形でしていくことが適當ではないかと私は思います。

第二の問題に移ります。第十八条の二といふところで同調的値上げという問題があります。この問題については先般の参考人の意見陳述の中でも大変に問題にされたところでございますが、相当地たくさんのところから資料を取つたり何かするし、資料の取り方も漠然とこの法律に書いてござりますから、やはり公正取引委員会が具体的に基準をつくつてやるのが適當ではないか。この基準といふものはケース・バイ・ケースで積み上げてつくるよりしようがないだろうと私は思います。

たとえば、現在新聞なんかでも見習しておりますと、鉄鋼が自動車会社と価格交渉をするということになつておりますが、鉄の方から代表が一人出て、自動車会社の方も代表が出て薄板の交渉をといったことがあります。それから造船も、最近は余りありませんけれども、造船用の厚板をばらばらに買つたりするのでは大変であるということだけれども、春闘相場というような形で大体決まつてしまつて、ほかはそれに右へならえというような形になつておりますから、そういうのが実は慣行になつてゐるわけであります。

そういう慣行というのは、日本でも春闘といふのがありまして、これも本当ならば労働組合が一つ一つ会社と交渉するのがたまえなんでしょうけれども、春闘相場というような形で大体決まつてしまつて、ほかはそれに右へならえという

いろな一つ一つのことをやりますと、あそこから買ったたならばどうだとか、ここからどのくらい買ったとかなんとかということになれば大変なトラブルであるから、そういったトラブルを避けるために団体交渉的なことをやるのは慣行として認められていい話ではないかと私は思うのです。そういうたよなことであるとか、たとえばナフサを使っているところの石油価格というものは、中間製品がたくさんありますけれども、今度使うところの末端は、それこそプラスチックのメーカーであるとか繊維の小さな業者とかいろいろありますから、そういった建て値的なものは、一応統一して決めておいた方が経済の実体に合うだろうと思うのです。

そういうたものを一概にはせずとというのはなかなか言えないとかもしれませんけれども、やはりそういうたもののは一遍話を聞いて、わかつたならばそのことについてはもう聞くないとかというような形のルールを公正取引委員会が積極的につくつていくべきだらうと思うのです。そうでないと、この問題に關するところの疑心暗鬼は非常にたくさんある。特に、私は、公正取引委員会の委員長を前にして申しわけないと思うのですけれども、今までの公正取引委員会の事務的なやり方については実は大変に心配をしている。今までのようなことでめちゃくちゃなことをされたんじゃどうにもならないぞという心配が非常にあるわけですから、そういった具体的にはつきりわかっているようなものについては、もう改めてそんなことを聞くのではないのですが、こういうふうな基準をつくっていくべきじゃないだらうか。

申し上げますならば、値上げの理由というものが客観的に明らかなる場合で、今までの慣例、商慣習その他からもう決まっているようなものについては改めて報告をとることもないというふうに私は思うわけありますけれども、こういうふうなことはどういうふうにお考えになりますか。

とえば銅であるとか亜鉛であるとかそういうものは、国際的な建て値が、相場が決まっておりまして、その相場に対してプラス幾ら幾らというような形で値段が決められるわけであります。そういったようなこともやはり非鉄金属業界では商慣習になつておる。鉄を使つところの造船メーカーとかなんとかもそういったようなものが基準になつてありますから、そういったようなことをはつきりと取り入れて、余り形式的な判断でなくして、実体的に公正取引委員会がこれはどうもおかしいというふうなことをよく調べるという形での基準をおつくりになつたらどうかと私は思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○澤田政府委員 いろいろ重要なお尋ねでござりますが、まず、価格の同調的な引き上げに関しましては、公正取引委員会がこれはどうもおかしいということをよく調べるという形での基準をおつくりになつたらどうかと私は思いますが、この辺はいかがでしょうか。

○澤田政府委員 いろいろ重要なお尋ねでござりますが、まず、価格の同調的な引き上げに関しまして申し上げたいと思います。

価格の同調的引き上げは形式的な基準によりまして判定されるもので、相互の意思疎通があるようないを前提としたものではございません。また、形式的に第十八条の二の要件に該当するからといって、値上げの理由が客観的に明白な場合にまで値上げ理由の報告を求める必要はないものと考へるわけでございます。

それから、値上げの理由の報告といしましては、ケースに応じた値上げの理由を説明するに足りる資料の提出を求めることがあります。

が、現在のところ、大体次のような事項について報告を求ることとなると考えております。

法律を範としてつくられたものでありますし、法

規等が必要となると考へるわけでございます。

そして、先ほども御質問にございましたよ

うなことでもありますから、それはケース・バイ・ケースで判断す

るところのルールづくりをしていかれてやつていいえますけれども、それは一体具体的にはどういう場合かということも考えておかなければなりません。

これは一般的には実際にこのような場合に当たる

かどうかということはケース・バイ・ケースで考へていかざるを得ない、かように考へるわけでございます。

それから、もう一つ、いろいろな基礎物資の価格の動きに応じた問題についてもお尋ねでございましたが、こういうものについて報告収取の対象

ましたが、こういうことを申し上げられないのであります。

これがお願いをしておきますが、御答弁をいただけますか。

○澤田政府委員 ゴモツともな御指摘でございまして、具体的な問題は個々の非常に特徴を持つた問題でござりますのでケース・バイ・ケースと申しあげましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

先般も当委員会でビルなりウイスキーの例を引きまして御質問申し上げました。それで、公正

取引委員会から資料を出していただきましたが、

しかし、残念ながら、私は、あの資料を見まして

も、一休何が該当するのか何が該当しないのかと

いうことが、はつきりとした論理的な積み重ねと

いうものは、できないと思うのです。あの資料から

では、一定の事業分野というようなこと、あるいは

は一定の商品というような範囲、あるいはどの範

囲においてやるんだというようなことはとても

じゃないが読み取れないと思ふのです。した

がつて、またそいつたようなことでこの市場構

造といふものの概念が決まっているんだろうと私は思うのです。

そこで、そういった問題もありますから、私は

思ふのです。

これはもうあえて質問をいたしませんが、しか

し、その点について一つだけ公正取引委員会の方

に確認をしておきたいのですが、そういったガイ

ドラインをつくられて九業種というものが出てい

ます。ところが、全然何もなかつたようなところ

へ来て、いきなりばかっとうすぐに強制調査をされる

とかなんとかということがありますと、これまた

大変なことになるわけでありますから、一応ガイ

ドラインで事業分野というものは恐らく示される

あります。それで、たとえば消費税の引き上げに伴つ

る場合かということも考えておかなければなりません。

これが思つておるわけでござりますから、そ

の点をぜひ公正取引委員会委員長お考へになつて

いただいて独禁法の運用をやつていただきたい。

これををお願いをしておきますが、御答弁をいただけますか。

○澤田政府委員 ゴモツともな御指摘でございまして、具体的な問題は個々の非常に特徴を持つた問題でござりますのでケース・バイ・ケースと申しあげましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬというふ

うに書いてあるのです。自由主義体制というの

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

いたずらに公正取引委員会に対する不信感を招くことになると私は思うのです。その点が第一点で

上げましたが、報告収取の基準につきまして

は、適切な運用の積み重ねをいたしまして、そし

てなるべく明らかに基準というものができ上がる

ようになります。

○林(義)委員 八条の四の関係で、「独占的状態」に関する「措置」について申し上げますが、この問題は非常にむずかしい問題が実はたくさんまだ残されていると私は思うのです。

それから、第二番目の問題ですけれども、この

中に利益率が著しく高い場合にはいかぬといふ

うに書いてあるのです。自由主義体制といふのは

</

が問題は、どちらかといふまでの考え方からすれば新規参入の問題と非常に密接な関連がある。新規参入を抑えながら同時に高い利潤率を持つてゐるということが非常におかしいということでありまして、だれでもその事業に対して入つていける。その事業の中では競争ですから、特にまた現在は非常に景気の悪いときであるから、そうすると一般的な利益率というものは非常に低い。たまたまその会社だけ何らかの理由で努力したからといふので、五〇%、去年と同じくらいの利益率を出したしましようという話になつたときには、それをひっかけるというのは経済の実態に合わないだろうと私は思うのです。そういうようなことを考えてやつていただくこと、これが第二番目の問題です。

それから、第三番目の問題として申し上げますのは、この前の参考人の話の中でもありましたのが、たとえばブリキに対する利潤率というものはどう考えるのか。これは仮定の仮定を置いてやらなければならぬ。フィルムに対する利潤率をどう考えるのか。フィルムでも、小西六にいたしましたとしても、富士フィルムにいたしました、それぞれ写真機部門を持つてゐるわけであります。写真機部門の利潤率とフィルム部門の利益率なんといふものは、これはなかなかそう簡単にはじき出せるものじゃない。いろいろな仮説等を置いてやらなければならぬと思うのです。

それから、第四番目の問題は、聞くところによりますと、政令で、製造業におけるところの一般的な利潤率に対しても著しく高いといふうにしておられる。ところが、果たしてそれがいいのかどうか。

それから、もう一つは、自己資本利益率といふものを言つておられますけれども、この前の参考人の意見にもありましたが、自己資本利益率がいいのか、あるいは売上高利益率がいいのか、総資本利益率がいいのかといふところも実は非常に問題があるところだと私は思うのです。これはなぜかというと、自己資本利益率を使っておりますの

はアメリカの学者がやつておるわけです。アメリカは自己資本でもって設備投資云々というものが大体決められるという形です。日本では残念ながらそういう慣習になつてないというところからすれば、日本では、自己資本利益率を見るだけではなくて、売上高利益率なり総資本利益率などを見ると、いろいろなことも十分に検討してやらなければならない問題だと思いますし、この中には政令で書いてあるということですから、政府の立場には大変なエコノミストもおられるわけですので、そういう方々の議論を十分に参考にして本当にいいものを持つていただきたいと思うのです。

この問題と、むしろもう一つ考えていかなければなりませんのは、一般管理費及び販売費といふようなことが書いてある。これは利益率が高いのか低いのか、どうも書いてあります。一般的に、この一般管理費なり販売費といふ形でその利益率が逃げていくのではないかということを抑える趣旨だろうと思うのです。

と同時に、販売費という形で一番典型的に見られますのは広告費があります。広告費というものをどう考えるかというのも、これまた経済学的には大変にむずかしい議論がありまして、広告といふのは一般消費者のためになるのだから何ばつてもいいのだとか、いやそうじやなくて、広告を積み重ねるからその分だけコストが上がつてよろしくないという議論がある。これはアメリカなんかでも、カルドアであるとか、いろいろな方が必ずいぶん議論したところでありますし、日本の経営学とか商品学とかいうところでも必ずいぶん議論のあるところであります。そういったところのものをやるわけですから、経済学の学者の意見も十分に聞かれると同時に、もう一つはやはり経済の実態に合うようにやつていただかねばならないと私は思う。

金額として一番高いのは松下電器産業である。それから、これはパー・センテージで書いてあります
が、パー・センテージで言いますと何が高いと思
いますか。サロンバスをつくっているところの久光
製薬というのが広告費の支出率が一番高い。とこ
ろが、そんなものと比較してそれじやどうだこう
だと言つたところで経済の実態に合わない。むし
ろ薬品業界においては非常に広告宣伝費がかさ
ね、あるいは家電業界においては非常にかさむの
が経済の実態でしようから、そうした実態をよく
判断しながらこの運営をやつていただかなければ
ならない問題だと私は思うのです。形式的にその
五〇%を超えたから一つでもどうだとか何だとか
という話でなくして、その業界におけるところの商
慣習、あるいはいろいろな販売をするところの諸
行為、そいつたものについてどういうふうな判
断をするかということを判断しながらこの独占的
状態というものを判断すべきがたてまえではない
だろうかと私は思うのです。

それから、もう一つの問題は、この前参考人の
中からも御意見がありましたが、労働組合の方々
から、労働組合の意見を十分に聞いて、労働組合
が反対したときには営業の一部譲渡はやめてく
れ、そんな改正をしてくれといふような御意見す
らあつたのです。それからもう一つは株主権の問
題もありました。株主権に対する不当な侵害の問
題がどうだといふこともありました。

だから、そういうふうなことは、確かに法律
的には営業の一部譲渡を命ずると書いてあります
が、いろいろな御意見のあるところでこういった
条文をつくったわけでありますから、そういった
意見は十分に入れてやつていただきことが法の運
用のためにはいいし、また、本当の意味でのい
競争政策の貫徹のためには必要なことではないだ
ろうか、いたずらな紛争を巻き起こすような運用
をしていただきたくない、そういうふうに私は考
えておりますが、公正取引委員会の方で、あるい
は政府の方で、いまの私が挙げました五点ばかり
の点について、担当は違うのかもしませんが、

それぞれのところからお答えをいただきたい。
○木口政府委員 政令等についての御質問もありましたので、これについては総理府の方からお答えがあらうかと思います。
まず、一番最初の事業分野等について、この前公取事務局の試案を提出いたしましたが、あの別表一にいわゆる九業種というものが書いてございまして、正式にはこれがそのまま別表一になるのかどうかということはまだわかりませんが、仮にそういうふたものが明らかになつた場合に、それ以外の業種についてそれが「独占的状態」に該当するといふことで急に措置を命ぜられることがあるかないかということでございますが、理論的にはいろいろな考え方があるかと思ひますが、やはり公正取引委員会がそういうガイドライン的なものを発表しているわけでござりますから、そこになつていて急にそういうふたよな営業の一部譲渡等を命ずるというふうなことは非常におかしいといいますか、常識で考へてもおかしな話でござりますから、そういうことはあり得ないということを申し上げておきたいと思います。
それから、「独占的状態」の定義規定に関連いたしまして、二条七項の三号でございますが、この標準的な利益率を著しく超えておるということにつきまして、私はこの前五〇%ということをお答え申し上げたわけですが、その趣旨は、五〇%といふのはあくまで単なる目安でございまして、何か目安がないと物は考えにくいということで申し上げたにすぎません。実際にはやはりケース・バイ・ケースでよく実情を勘案して、何が著しく超える率であるかということを考えるべきだと思ひます。

てそういう状態が継続しておるのかどうかということを見て判断するわけでございます。

それからそのほか販売費、一般管理費の問題についていろいろ御指摘がありましたが、こもつとも御指摘でござりますので、運用に当たりましては十分その点を配意いたしたいと思っております。

○大橋政府委員 政令でどういうものを定めるかという点につきましては、一応、ただいまのところ、業種については先ほど先生が御指摘になりましたような製造業というような広い範囲、それから利益率につきましては自己資本利益率を原則として考へるということにはなっておりますけれども、法律が成立いたしまして公布になりますとから施行までの間に政令につきましての準備期間がござりますので、この間につきましては、先生の御指摘も御趣旨に沿いまして十分に各省との調整に当たつてまいりたい、こういうふうに考えております。

○林(義)委員 独禁法の運用というものは、特にこの「独占的状態」というのは、世界的にもきわめてまれな形での寡占対策をやるわけであります。学問的にもまだ進んでいないところがたくさんあります。また、アメリカでもいろいろ議論のあるところであります。そういうたよなことでもありますし、日本の学者の中においてもいろいろ議論の意見や経済実体の問題を十分に入れて運用をやつしていただきたい。ともかくもいつちやつたらかららしそうがないのだということではなくて、そういう形の本当にいい意味での物の考え方、進んだ経済学の考え方を取り入れてやつていただきことを私は心から切望しております。

それから、時間が余りないようでございますから次に移らせていただきますけれども、これは総務長官にお尋ねしますけれども、この問題を議論するに当たりまして、独占禁止法の問題をやると

きに常に議論になりますのは公取の第四権的な機能であります。公正取引委員会は準司法機関と言つておられるわけであります。私は、今回

のいろいろな問題は明らかな行政的な裁量によって行われるところの処分だろうと思うのです。たくさんある九つもあるような実態をいたる判断しなければならない。しかも、著しく価格が高いとか、著しく需給に影響する、これはたしか新自由クラブの方からの御質問もあったのだろうと思ひますけれども、「著しく」なんというのは裁判所の判断する問題ではないのです。これまさに行政方が判断をする問題だと思うのです。

そういう意味で、これは行政権に基づくところのいろいろな判断だらうと思ひますけれども、実は公正取引委員会は準司法機関という形で独立の権限を持つておる。ところが、独立の権限を持つて、それがどこかに訴追をされるということだつたらしいのですが、残念ながら公正取引委員会は五年間は身分保障がびしゃつとしておる。私は、民主主義のルールというものはやつたことに對して責任を持つという体制でなければならぬと思うのです。たとえば独占的状態についていま澤田委員長が判断されたことが国会においても非難され、国民的にも合意が得られないといふようなどきにはたとえば内閣がやつたときには内閣に対して不信任案をつけける。不信任案が通つたならば内閣はやめなければならないし、または解散をする。こういった形で民意を問うという形になる。裁判所におきまして、最高裁判所の裁判官の国民審査というのがあります。非常に形式だとは言われるけれども、やはり国民の投票にまつていうことになつてゐる。ところが、公正取引委員会はこういった形の考え方が非常にはつきりしない。

特に法律に書いてありますのは、内閣総理大臣の所轄に属するのが公正取引委員会だと書いてあります。所轄というのは、当該官庁の独立性が強く、主任の大蔵との関係が最も薄いものにつき、

行政機構の配分方法としては一応その大臣のもとに属するという程度の意味をあらわすという言葉で所轄という言葉は用いられておる。これは政府が出しておるところの解釈であります。そういった解釈であるけれども、やはりこれが非常にむずかしい問題であり、しかも国会でも非常に問題になり、新聞その他でも大変に問題になるよ

うな問題であり、参考人の意見を聞きましてもこの独占的状態は大問題だというような話でありますから、そういう問題を処理したときに間違いがあったならば、だれかがそれに對してノーと言ふことを考えておかなければならぬ。そういう意味で、国会の下の機関という形にするのか、あるいは完全なる行政機関の中の一部にするのか、ということを考えていかなければならぬ。私は、これは行政組織のたてまえの問題としてあると思うのです。政府の方でも今度は行政機構改革と思うのです。政府の方でも今度は行政機構改革云々というような話でありますから、この問題はこれからこの問題としてせひ考えていただきたい。これはアメリカの行政委員会をまねてつくった機構であります。占領政策の遺物としてできたものである。そうした点はやはりいつかの機会には直していかなければならないという点が再検討すべき問題だらうと思うのです。

それから、第二の問題として、これから減速経済の中で運用する場合にこの競争政策をどう導入していくかといふことは非常にむずかしい問題であるけれども、自由体制を守るために組むべき問題ではないかといふ私は考えるけれども、その中で競争政策というものを一体どな政策だと思うのです。単に公正取引委員会といふ会を除いたところの一般の行政機関は、たとえば経済企画庁が総合計画の立案をするのでありますけれども、その中で競争政策というものを一体どな政策だと思ひます。そうした意味で公正取引委員会は、たとえば

なければならない。それはたとえば酒の話になりますから、大蔵省は酒をできるだけカルテルをつくってやれなどということではいかぬのであります。しかし、大蔵省は酒をできるだけカルテルをつくって、この自由主義体制をとつていくためには、やはり各省の力によつて競争体制というものができます。たくさんの、九つもあるような実態をいりる判断しなければならない。しかも、著しく価格が高いとか、著しく需給に影響する、これはたしか新自由クラブの方からの御質問もあったのだろうと思ひますけれども、「著しく」なんというのは裁判所の判断する問題ではないのです。これまさに行政方が判断をする問題だと思うのです。

それから、もう一つ申し上げておきますけれども、最初に私が申しましたように、独占禁止法を今度こういうふうな形でやりますが、これは日本の風土との問題がある。最初に申し上げましたように、中小企業の床屋の人が休日に休もうなどということをやつたならば公正取引委員会にひつかつて不当な取引制限などといふ形は、日本の風土には少なくとも合わないわけであります。先ほど申しました鉄鋼と自動車の間の話し合いをするということも、日本に春闇運動というものがありません以上は、これも日本的な風土のたてまえで出てきているものだと私は思うのです。そういうふうに申しますと、日本に春闇運動したところの独占法といふのはやはり考え直していかなければならぬ点が一つあると思います。

それから、もう一つ私は申し上げますけれども、法律の立場を離れて日本で一番独占的な企業の立場をとらなければなりません。これはやつたところの電電雲といふような政府がやつてあるところの機関の問題だと思ひます。これらにつきまして、それ

をすぐに分割してしまえなどとすることは私は申しませんが、競争政策の観点からすれば、やはり、こうした国鉄なり電電なりその他の機関が非常に効率よくやるということだと思ひます。なぜ競争政策をとらなければならないかといふれば、それは効率のいい経営をやり、効率のいい運用を

やるからということをやりますから、そうした効率性ということをやはり考えていかなければなりません。効率性をやるために、場合によつたら一部のものは外して競争に任せると、いうような政策もとつていかなければならないと思ひますし、特に、政府の方では、この前の国鉄の違法なスト権争政策の考え方、今回とった独占的状態に対するところの問題と同じような考え方を入れていくべきだらうと私は思ひます。少なくともそういった考え方を入れて、これから公共企業体はどうあるべきかということを議論していただかなければならぬと思うのです。

経済学的にはX非効率性というものがあるのです。新しい学問でありまして、そういうものがどうあるべきかといふことを議論していただかなければならぬと思うのです。それは経済の効率性というものを考えていいかなければならない。単に民間のビッグビジネスだけではなくて、パブリックなビッグビジネスの問題についてやはり思いをいたしていかなければならぬ問題だらうと私は思ひます。そういう意味で、これは政府の方にもお願いをしたのでありますけれども、国会でもぜひやっていただきなければならぬ問題だと私は思ひます。たしかに、この他の問題についてはいろいろとまだだ議論をしなければならない点がある。競争政策というものをうまくやつしていくためには、政府に任せてしまつたからもうそれで知らないということではなくて、当委員会においてもそういった議論を活動にしていかなければならぬ。私は、本当に

やるからということをやりますから、そうした効率性をやるために、場合によつたら一部のものは外して競争に任せると、いうような政策もとつていかなければならないと思ひますし、特に、政府の方では、この前の国鉄の違法なスト権争政策の考え方、今回とった独占的状態に対するところの問題と同じような考え方を入れていくべきだらうと私は思ひます。少なくともそういった考え方を入れて、これから公共企業体はどうあるべきかということを議論していただかなければならぬと思うのです。

○藤田国務大臣 大変貴重な御意見をお伺いいたしました。第一回の公正取引委員会の性格といいますか、これはそういうものであつていいのだろうか、「独占的状態」というふうなことで分割とか一部営業譲渡がもし行われるなら大変なことなのだ、それが現在のような公正取引委員会の性格でいいのか、というふうな御質問であろうかと思ひます。公正取引委員会がただ単にアメリカの物まねとかといたことではなくて、政治的な影響を排除し、時勢の好況とか不況とかといふことも関係なく経済の自立主義経済を今後とも維持・促進していくこう、圧力、影響を受けないもとにそれに専念していくことの意味合いでござりますので、三公社五現業

が、明治以降専元だとかいうことで三公社五現業

を指導していくのは当然のことだと思います。

○中村(重)委員 第三点は、日本の風土によって云々といふ、たとえばパブリックなビッグビジネスに対してどう

これはおっしゃるとおりでございますが、公共性

のあるもの、そしてまた日本の古来からの——古

いがゆえにモノボライズがあつて非効率になつて

くるなど、それが偏りはしないかといふ御懸念もあるうか

と思います。

○藤田国務大臣 七条の二を削除いたしましても

七条は現行法のまま残つておるわけでござります

から、これは何ら制約を与えるものではないといふ

定は、修正することによってこれまでの公取の解釈をいささかも損なうものではないといふ

考えているわけですが、この点に対しての総務長官と公取委員長のお答えを伺つてみたいと思います。

○中村(重)委員 ただいまの総務長官のお答えどおりであります。七条の解釈を変更することは一切ない、かように考えております。

○藤田国務大臣 ただいまの総務長官のお答えどおりであります。七条の解釈、運用に関しましては、今後とも従来と少しも変わりないと考

えておる次第でござります。

○中村(重)委員 ただいま明確な答弁がなされた

ように考へられるのですが、これまでの解釈は、

公取委員長は、七条により違反行為によつて生じた影響を排除する措置を命ずることができると

ていたと思うのですが、そのとおり理解をしてよろしいですか。

○野呂委員長 林委員の御指摘の点につきましては、理事会にお諮りを申し上げて、御趣旨に沿

いと考へております。

○中村(重)委員 そのとおりでござります。

○澤田政府委員 その現行法七条の排除措置につ

いては、第七十五回国会において私どもは五党修

正を——いわゆる全会一致をもつて、影響排除、

らば特別委員会あたりをつくつていただいてやつた方がいいと思いますけれども、少なくともそぞうまいとおっしゃいましたが、それはまさにそのとおりでございまして、公正取引委員会が四十条の思ひますし、当委員会にそついた競争に関する強制調査に踏み切るというようなことにならない小委員会でもつくなつていただけで、そこで少し具体的に掘り下げて与野党を通して議論をしていただくことが本当にいい実りある競争政策なり独占禁止政策の遂行になるだらうと私は思ひます。総務長官からのお答えと、それからあとは公正取引委員会の委員長から御答弁をいたいて、最後に商工委員長から御答弁いただきたいと思ひます。

○藤田国務大臣 ただいま林先生から大変貴重な御意見をお伺いいたしました。

○中村(重)委員 総理の出席要求をしておりまし

たが、きょうは総理が来なくて官房長官が出席を

するということですが、基本的な問題は官房長官が出席をしてからお尋ねをすることにいたしま

す。

○中村重光君 今まで同僚委員が質問を続けてまいりました。

○中村(重)委員 たが、きょうは総理が来なくて官房長官が出席を

するといふことです。が、基本的な問題は官房長官が出席をしてからお尋ねをすることにいたしま

す。

○中村(重)委員 たが、きょうは総理が来なくて官房長官が出席を

するといふことです。が、基本的な問題は官房長官が出席をしてからお尋ねをすることにいたしま

す。

○中村(重)委員 たが、きょうは総理が来なくて官房長官が出席を

するといふことです。が、基本的な問題は官房長官が出席をしてからお尋ねをすることにいたしま

す。

○中村(重)委員 たが、きょうは総理が来なくて官房長官が出席を

するといふことです。が、基本的な問題は官房長官が出席をしてからお尋ねをすることにいたしま

す。

原状回復命令を行なうことができるというようなこと

ですか。

との重要な修正を行ない、これに対してもいぶん折衝を各党間に行いましたから、そこで自民党もそれに応じていわゆる五党修正という形になつたわけですが、これを特に削除しなければならなかつた理由は何なのか。

○大橋政府委員 ただいまの七条の、五党修正案を削除しなければならない理由でございますが、これはまさに原状回復命令ができるという解釈だ

といたしますと、独占禁止法の考え方というものは、カルテルによる拘束を排除いたしました後は事業者の自主的な創意ある活動を期待するということござりますので、その分野についてまで公正取引委員会が具体的な内容まで決定して命令するということは適当でない、こういう考え方によるものでございます。

○中村(重)委員 ところが、現行法第七条の排除措置については、これまでの運用なんですが、公取の審決において、事件の必要に対応し、その内容が工夫され、違反行為によって生じた影響を排除するための措置と考えられるものも命令してきましたと思うのですが、公取委員長、その点は間違いなでしきります。

○澤田政府委員 従来、七条におきましていろいろな命令を出しておりますが、これはいずれも違反行為の排除及びその排除を実効あらしめるための措置として行なわれたものと考へております。反対しておるわけでございます。

○中村(重)委員 それは今までの解釈です。私の先ほどの、従来の解釈というものをいさかかも損なうものではないと理解してよろしいかということに対してもそのとおりだとお答えになつたのです。そこで、これまでの運用というのは、ただ回復といいますか、それを公取が命ずるというこのままではあるけれども、それを公取が命ずるといつてございまして、これは違反カルテルの結束を解除させるということが主目的でございますから、その原状のものとの、あるいは三ヶ月前、四ヶ月前、半年前の価格にどうしても引き戻せといつて生じた影響を排除するための措置と考へられるものも命令をしてきたというようと思うのであるが、これは從来公取が運用してきたことを委員長は十分理解してのいまのお答えになつているの

たような、改善というのか何というのか、そういうものを出させて、それは審議会の答弁を聞きま

いかがですか。

○澤田政府委員 たとえば七条で価格の再交渉命令というようなものも排除命令と同時に出しておられます。こういうものは考え方によつてはあるいは影響に関する措置ではないかという見方もあるうかと思いますけれども、私どもは、これはやはり違反行為の排除と一体の命令であるというふうに理解をしておるのでござります。

○中村(重)委員 公取委員長の見解と同時に総務長官の考え方をお聞かせいただきたいのですが、いわゆる違法カルテルをやつて、そして価格を不当に引き上げたという場合、これに対してもカルテルは違法であるということで排除命令をすることができるが、ところが、価格をもとの状態に戻すことができるが、ところが、価格をもとの状態に戻すことができるといふことになつてくると、これはカルテルのやり得だということになつてくる。

これでは消費者はやはり納得できないということになるのであって、価格というものはもとの価格に引き戻していくといふことが当然常識でなければならぬ。それでないと企業はいささかも痛みを感じないといふことになつてくると思うのです。が、そうあるべきではないでしようか。総務長官、どうお答えになりますか。

○藤田国務大臣 この七条は、違反カルテルの排除を主体とした七条でございますから、その影響の排除といふのは従たるものだと思うのです。第七条の二の方は影響の排除といふことが主たるものであったと思いますが、これはなくなるぞうでございますが、そこで、第七条だけ影響の排除は全然できないのかというと、そうではないと思います。ただ、価格介入といいますか、原状のものであつたと思いますが、これはなくなるぞうでございますが、そこで、第七条だけ影響の排除といふのが当然常識でなければならぬ。それで、これが工夫してやつてきたわけですから、それが、そこを創意工夫してやつてきたわけですから、それは従来のとおりこれを強力に推進していくといふことをやつてゐます。が、そうあるべきではないといふように私は考へるわけでございます。

○中村(重)委員 ここに對しては総理府審議官並びに公取審議官の答弁といふものに一貫性がない、質問によつて若干食い違つてゐるといふ面もあるわけなので、ここで確認をするためにお尋ねをしたわけありますから、それを独占禁止法によつて構造分割とか一部徐々に積み重ねられるものだと思うのです。そこで、これを独占禁止法によつて構造分割とか一部營業譲渡とかいうことをするが最も悪なる状況でございまして、その前に自主的に直すとか、主務官

尋ねをしてこの点に対する質問は終わりますが、

○澤田政府委員 七条につきましては、先ほど申し上げましたように、従来の規定そのままに残るわけでございますから、従来公取が解釈し、運用いたしておりました方針を今後も改正に進めて運用してまいりたいと考へておる次第でございま

す。

○中村(重)委員 次に、主務大臣に対する通知並びに意見を述べる機会を与えることについてお尋ねをします。

四十五条の二で主務大臣に意見を述べさせることが加えられていく、そして事業者を中心といた形にこの七条が運用をされることになつてくるとこれは大きな後退になるということで、七条の二はやはり邪魔なんだという考え方の上に立つて、七条の二を削除するという修正を加えようというのが私どもの考え方であるわけです。

だから、従来の解釈のとおりおやりになるのかどうか、それを見た上で主務大臣に意見を述べさせることになるわけですが、この点は、率直に申し上げて、七十五回国会で五党一致でもって衆議院を通過した内容からいたしますと大きな後退であるといふように私は理解をしているわけです。私どもから、それを確認の意味でただしてまいりましたし、また、私が申し上げましたように、違法カルテルによつてカルテルのやり得といふようなことでありましては排除命令が出ても企業者は少しも痛みを感じないといふことになつてくるので、それが、そこを創意工夫してやつてきたわけですから、それは従来のとおりこれを強力に推進していくので、それがなぜにこのような歯止めを設けるといふことになつてはならないのか、改めて総務長官のこの点に対するお答えを伺つてみたいと思うのです。

○藤田国務大臣 先生も御承知のように独占状態といふものは、これはもちろん弊害を伴つてゐるわけですから、それだけではなくて、従来、七条の運用といふ、いわゆる影響排除といふ点を創意工夫してやつてきたわけですから、それは従来のとおりこれを強力に推進していくといふことになつてはならないといふように私は考へるわけでございます。

この点に對しては総理府審議官並びに公取審議官の答弁といふものに一貫性がない、質問によつて若干食い違つてゐるといふ面もあるわけなので、ここで確認をするためにお尋ねをしたわけありますから、それを独占禁止法によつて構造分割とか一部徐々に積み重ねられるものだと思うのです。そこで、これを独占禁止法によつて構造分割とか一部營業譲渡とかいうことをするが最も悪なる状況でございまして、その前に自主的に直すとか、主務官

の指導によつてそつういうふうな弊害が矯正されるとか、そしてまた健全な競争がその分野において回復していくことが望ましいわけでございます。

○中村(重)委員 だから、七条の二を加えて、そして事業者にこの程度の価格にいたしますといつたうかと思う次第でござります。

それによつて公正取引委員会の権限や独立性

その時点において間違いがないよう慎重にやらねばならぬ、だから豊富なる知識、資料を持つておる主務官庁に一応の連絡もし、というふうなことを通知するということを申し上げたと思うのですが、どうでござります。そこでなければ、通知をしなければ間違いが起こるとか、主務大臣の意見を聞かなければ間違いが起こるというふうなことを私が申し上げたとすれば、これは取り消させていただきます。あくまでも公正取引委員長の権限のあるところでございますから、通知にしろ意見にしろ、それを聞いた上で公正取引委員会が自主的に判断されることでござりますから、もし万一私が間違いが起ること、いうようなことを言いましたら、それは取り消させていただきます。

○中村(重)委員 田中通産大臣、あなたに対しても、通産省に対しても、従来の姿勢という面から私は指摘をしてまいりました。公取から通知を受け、意見を述べるという場合に、あなたは公取の独立性というような面からどのような態度をもつてこれに対処しようかお考えになりますか。

○田中國務大臣 お答えいたします。

私の考え方でござりまするが、四十五条の二項の問題についての先生の御質問と、さらに後退的な規定であるというふうな御意見もございました。公取の現在の組織は確かに内閣とは独立の職権を持っておりますけれども、国民経済、国家経済を伸ばしていこうという本質的な気持ちにおきましては全く私どもと同様であつて、私どもの行ないまする経済政策がえてして企業の独占的弊害をもたらすようなことがあつたと仮定するならば、それはむしろその非難を國家的な意味においてただすという意味で独立的な権限が与えられてゐる。しかしながら、国民経済、国家経済をよかれと念願をいたしておりますその気持ちはわれわれと全く同じものである、こういうふうに私は考えておるのでござります。

そういう限りにおきまして、われわれの行いまする経済政策があるのは独占的な弊害をもたらすような、不公正な結果をもたらすようなことがな

いように、また、それに対しましての意見を求める
策なり考え方を十分に申し上げる、同時に、ま
た、公取は独自の権限と職権をもって判断をせら
れ、そして対処されるべきことは当然だろう、か
うに私は考える所以ございまして、私の方の通
産行政も、あるいはまた公取の独禁の見解も思
ところは一つ、国家経済、国民経済の発展伸長
あり、よかれと思うことの両々相まっての機構で
ある、かのように私は考えております。

○中村(重)委員 独占状態の排除、というのは、い
まあなたがお答えになつた公正競争を促進するこ
と、国民経済、国民の利益を守るという点からし
てきわめて重要であるし、ある意味においては資
本主義経済を健全に運営するということにも実は
つながつてくるというように思われるのです。こ
の企業分割、営業権の一部譲渡は歯どめが無数に
かかるて、営業権の一部譲渡なんということはな
かなか行き得ないというような印象を私どもは質
疑応答の中で受けているわけです。

ましてや、独占状態の最たるものであるといふ
ふうに考えられている麒麟麦酒の場合におきまし
ても、あるいはピアノの場合におきましても、新
日本製鉄なんかの場合におきましても、当然これ
らが対象になるであろうというふうに考えられる
だけれども、現状において一社もないといふよう
な答弁をされた。ですから、公取が主務大臣を求
めると、いひたような場合はよくよくのことだらう
思うが、それに対して通産大臣が、せつかく腰を
上げようとするのをこの規定を利用して上げさせ
ないで抑えつけてしまふようなことがあつてはな
らないと私は思うのです。だから、あなたが公正
競争、国民経済の健全化と言つたようなことが通
産大臣として意見を述べる場合の重点でなければ
ならないというふうに私は考えます。

この点に対して、私が申し上げたような姿勢で
対処するかどうか、改めてお聞かせをいただきたい
い。

○田中國務大臣 お答えいたします。
その点は全く先生の仰せられるとおりであります
して、通商産業行政といえども思うところはただ
一つ、国家の繁栄であり、国民經濟の伸長であります
り、自由經濟を守っていきます取引の公正でありま
り、同時に、また、そこには一定の限界のあること
とを私ども通産政策を行います者といったしまして
はみずから成めてまいりますし、また
その弊害に対します独立的な権限を持つた公取正
引委員会の存在理由といふものもそこにあります
ことを十分に認識の上で、御意見を聽取されますれば
所見も申し上げ、あるいはまたその御判断にみづか
ねておる次第でございまして、どうぞその点は御
懸念のないようにお願いいたしたいと存じます。
○中村(重)委員 少なくとも公取を励ますくらい
の態度で対処されることを私は強く求めておきま
す。

一般的に、行政機関相互の、非公式でもございませんけれども未成熟な段階での意見交換といふものは公表される慣行はないわけでござります。○藤田国務大臣 先ほど来たび先生に申し上げておりますように、行政機関同士がそのような資料あるいは豊富なる知識をいわば借用するといいますか、そういうふうなことですから特に公表することはない、かのように考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 行政機関相互間の問題だと書われるが、これはそういうものじゃないですよ。これは法律にそのようなことが規定されるわけです。国民にとつては重大な関係があるのです。それを法律にはつきり明記して、それに基づいて通知をしたり意見を述べる機会を与えるというようなことをやりになる。それを単に何か行政機関同士の秘密事項みたいなことで処理するということは適当ではありません。せっかく公取がやろうとすることに対し、通産大臣が非常に良心的に今後対処しようという姿勢をお示しになつたことに対して、私はまたそれを信頼しない言葉のようになりますけれども、田中さんがおかわりになつてまた別の通産大臣が御就任になるというごとだつてあるわけですが、それによつてまた通産省の事務当局にも影響が出てくるわけなんです。せつから腰を上げようというのを抑えた、しかし、それは行政機関相互のことであるからと、このでこれを全く知らぬまい、つんぼさじきに置くというような形になつてくると、国民経済の発展なり国民の利益を阻害するということにつながる。そういうことは許されてはならぬと私は思ひます。

○大橋政府委員 事務的な点だけ御説明させていただきます。

中小企業等のカルテルについて、どのような態度で公取は対処しておりますか。実際は四十条あ

やつてみなければわからないけれども、公取が立入調査なんかをやるということは、行く前に公開をしておるじやありませんか。そして立ち入りをされると、今度はそうした中小企業というものは違法行為をやつたということで批判を受けるが、しかし、やつた結果は何にもなかつたということだつてある。しかし、一面から見るならば、そのことが企業の人たちの緊張を促していく、営業姿勢を直していくということにもつながつてくるであらう。一概に発表することを私は否定をしようとは考えません。ならば、こうした独占状態の問題に対しても、特にこれを秘密扱いにしなければならぬという理由はない。少なくとも、強い者は守り、弱い中小企業等に対しては厳しい態度をもつて臨むという姿勢は改める必要があると考える。

この点に對して総務長官と公取委員長の考え方を改めてお聞かせいただきたい。

○藤田国務大臣 特に、強い者は守つて弱い者は強く当たるということは毛頭考えておりませんで、たびたび申し上げておるような通知なり意見を述べるということをございますから、これによつて公正取引委員会が束縛を受けるものではない、こういうことを申し上げておる次第でございまして、絶対秘密にしなければいかぬというふうな筋合のものでもないと思います。それはおっしゃるどおりでござります。

○澤田政府委員 通知あるいはそれに対する意見の交換というようなことは、先ほども答弁がございましたように行政官庁間の行為でござりますが、一般論で申しますれば、それを一々公表するが、いまも総務長官から話がありましたように、それでは逆に言って絶対に出せないものかといふことになりますと、これはまた場合によつてはあります

でござりますけれども、これも積極的に公表いたしました。おわけではございませんで、報道機関の取材に応じて知らせるという程度にとどめておるわけでござりますので、行政官庁間のやりとりの問題と一概に比較もできないのではないかと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 公取委員長、なかなか歯切れが悪い。時間の関係もありますから余り多くを申し上げませんけれども、公取の存在はいかに重要であるかを考え、国民の期待にこたえるということに対処してもらいたいということを申し上げております。

官房長官の時間の関係もございましょうから、担当の省の大臣に対する質問をしばらくおきまして官房長官の見解をただしてみたいたいと思うのですが、私は本日総理の出席を求めました。独占体制の排除の問題、独占政策の重要性ということは、まさしく私から申し上げるまでもございません。したがって、今次国会における最重要法案であるといふ受けとめ方を私もはいたしております。七十五回国会におきましては三木総理大臣が出席をいたしました。少なくとも福田首相は進んで出席をするということでなければならなかつたと思ふ。この点に対しては与党の理事諸君もその必要性は認めになっておつた。したがつて、与党の理事諸君も総理の出席を相当強く求めてくれたであろうと私は思うのでございますが、出席をされませんでした。

官房長官が代理で御出席になつたわけでございますが、總理が出席をされなかつた点について、官房長官からこの際明らかにしてもらいたい。

○國田(國務大臣) 重大な問題で、特に日本国家における経済の転換期を期する重要な法律の審議でありますから、總理が出て御意見を承り、決意を表明するのが当然であることはおっしゃるとおりでござりますが、ヨーロッパから帰りまして公務多端でありますし、世界じゅうの国々の新聞記者の方がおいでになつたり、それから特にきょうは世

ありますので、やむを得ず、役不足でありますから、私は的確に總理にお伝えをする所存でありますから、平にお許しを願いたいと思います。

そのかわりに、御意見は十分承りまして、これに即ち、御意見は十分承りまして、これが名代で出てまいりました。

○中村（重）委員 第七十五回国会で独禁法の改正が論議されたから二年を経過したわけでござります。御承知のとおり、七十五回国会では五党一致の修正で衆議院を通過しながら、参議院では一回の審査も行われないまま廃案になつたわけでござります。私は、この責任はすべて政府・自民党が負うべきものであると考える。

実は、私どももこの五党一致の修正を成功させたためにはずいぶん苦労しました。努力もしました。また、与党的出先の理事の中にも、戦前の財閥が解体されて、そして今日日本経済は競争状態が生まれて発展をしてきている。しかしまた企業集団といふような昔の財閥と変わらないようなものが出てきて日本経済の発展の阻害要因にもなつた。また、与野党一致の努力によって、私どもも譲るべきところは譲り、そして大きな前進という形で、全会一致という、重要な法案をいたしましては本当に大きな評価をしなければならないような形で衆議院を通過をいたしました。だが、参議院では長官も御承知のような形で一回も審議も行われないまま廃案になつた。しかし、結果はそうなつたわけではありませんが、議会制民主主義を尊重する立場からいたしましても、五党修正でもつて衆議院を通過したと同様な案が今次国会において遅まきながら提案されるべきであったと私は考える。だが、非常に後退をした案が出てまいりましたが、これとても参議院で果たして成立するのであらうかというように危ぶまれる点もなきにしもあらずであります。

と私は思っているわけであります。ところが、質問することはまことに結構でありますけれども、与党の諸君は今までどの法案に対しても質問しないのにかかわらず、入れかわり立ちかわりの独禁法の改正については質問をされます。そして、しかも、独占状態というものがつかまえられぬのか、なぜにこの改正を急がなければならぬのかといったような意見すら出ているのでござります。参議院においては、ある委員は三時間も四時間も質問をする構えであるということも聞かれております。

したがつて、私は、きょうは総理に、自民党総裁と総理の立場から、責任を持って今国会において成立させる、七十五回国会のよくなことを二度とやらないというようなはつきりした姿勢を伺うつもりでありました。が、官房長官でありますから、総理の代理でもございますから、この際自信を持って責任を持って今国会において成立させる御意図であるかどうかを明確にしていただきたいと思う。

○國田国務大臣　本法律案の今日までの経緯、審議の状態等は私もよく存じております。今国会において総理がしばしばあらゆる場所で言っておりますとおり、この必要性にかんがみ、与野党の合意を得て今度の国会でぜひ成立させたいといふわけで、党では山中会長を中心にして精細に勉強会し、しかもも与野党の合意を得るよう格段の努力をしていただいております。

与党の方でいろいろ質問が出るようでありますけれども、その質問も合意の上でこれを必ず成立させたいという努力だと考えておりますが、参議院に参りましても、総理としても、総裁としても、責任を持って今国会で成立させるようこの上とも全幅の努力をする決意でおるわけでございます。

議論をしたところでございますが、まず、そういう点もあり、それから課徴金制度の新設など、独禁法の強化改正によつて公取は相当な人員が必要になつてくるというよう思つのですが、いままで公取の陣容といふものは非常に弱い。これほど重要な役割りをやつてゐる公正取引委員会の委員、陣容は、総務長官が公取の陣容はそういうことに携わる者は六十人くらいしかいないのだと言つたようなことを、残念ながらその数においては肯定をしなければならぬということなのでして、これでは國民の期待、國民經濟の発展、國民の利益を守るということになり得ない。したがつて、今度八名増員なさいましたか、實質六名ですね。こういうことではお話にならないじやありませんか。

きょうは行管からもお見えでございますから、それぞれ基本的な点について伺いましょう。総務長官からは、公取の機構、人員の強化についてどうお考えになるかといふ点をお答えいただきまして、それから行管からは、この公取の職務の特殊性という点から考えて、総定員法によるところの抑制措置というようなものは公取に関する限りは特別に対処していかなければならぬといふように考へるわけでござりますから、その点に對してもお答えをいただきたいといふように思ひます。

○藤田国務大臣 先ほど六十名と申し上げましたのは総員を申し上げたわけではないのでございますから、その点は御了解願いたいと存ります。

総員は四百名からおりますから……(中村(重)委員「三百九十九人」ということはわかつてゐるところでございます。」と呼ぶ)はい、そのとおりでございます。

そこで、おっしゃいましたように、今度の改正によりまして相当仕事の量もボリュームもふえていますから、陣容の強化は当然のことだと思つております。本年度はおっしゃいましたように六名の人員増とすることです。

仕事と見合いまして相当な陣容の増加をいたさなければなりません。特に調査、審査の部門の陣容を強化しなければならぬ、かように考えております。

○**庁政府委員** 公正取引委員会の人員につきましてはかねてからいろいろな機会に御指摘をいたしましたが、私はもといたなしも從来からできる限り配慮してまいった次第でございます。その結果、人員も逐次強化されてしまいまして、たとえば昭和四十年度末で申しますと定員が二百七十七名でございましたが、五十二年度末には四百五名になる予定でござります。この間百二十八人、四六%強の増員といふことになつておるわけでございます。

それから、今回の独禁法改正に伴います業務量増に関しましては、すでに昭和五十年度におきまして、改正法案の成立を見込みまして、審査部について考査室をつくるということと、それから人員につきましても、課徵金賦課業務の要員といつてしまして十人の増員を認めておるわけでござります。これは改正が成立した場合には直ちに実行に移すわけでございます。また、五十二年度につきましては、先ほども御指摘がございましたが、審査体制強化ということで八人の増員を認めている次第でございます。

したがいまして、これらの増員措置によりまして、今回の法改正に伴う業務量増に対応できると考えているところでございますが、今後とも改正法の運用の実態等につきまして十分注意を払いながら適切な配慮を払つてまいりたい、かように考えておる次第でございます。

○**中村(重)委員** アメリカの反トラストに従事する者は二千二百八十名ですが、日本の公取は残念ながら三百九十九人で、ほとんど調査をしないで、書類調査といったことでもつて立入検査などかもやらざるを得ぬ。そのためいろいろなトラブルもできる。また、実際は思うようにいかないということが現実であるわけです。

公取は非常に重要な役割りを果たさなければならない機関であるということは私が何回も申し上

○澤田政府委員 従来も少しずつではありますがあくまで充実を重ねてきましたのであります。なお、今回の増員について強く政府に求めていくという考え方であるかどうか、その点いかがですか。

○中村(重)委員 従来から官房長官からお答えください。

この公取委を政府から独立させるためには、同時にメンバーを、役人の古手と言つたら怒られるのですが、卒業生を各省から持ってきて公取のメンバーとして、私どもも同意を求められるという形になつてゐるわけですね。そして公取委の職務遂行のために、専門的な知識と高い見識を持つた人を公取委のメンバーとして求めていくこと、いうことでなければならぬ。そのためには公取のプロパーの、長年公取の業務に従事してこれら職員を登用していく。専門的な知識と高い見識という点については、よそからかき集めてくるようなことよりもそういうことの方がはるかに高いと私は考えるが、こういう点について、この公取委員会のメンバーについて今後再検討を加えていく必要があると考えますが、官房長官、いかがでございましょうか。

○園田国務大臣 まず、第一に、公取の体制、人事でございますが、いま与野党を通じて行政改革、人員の縮小を強く要求せられておるところでありますけれども、公取委員会の特殊性と、今までの法律案ができると審査して課徴金を取るという新たな仕事がふえるわけでありますから、委員長とも御相談をして所要のことを考えたいと考えております。

に、プロバーの人事等ということもこの際検討しなければならないのではないかということを私も考えておったところでございます。そういうことも考慮して今後の人事等は相談をしたいと考えております。

○中村(重)委員 十八条の二の解釈と今後の運用の問題について官房長官にお尋ねをいたしますが、十八条の二の「価格の同調的引上げ」の規定とそれから四十四条の追加規定は、現行四十条の一般調査権及び四十三条の公表規定を実質的に制約することになるのではないかという懸念から政府の見解をただしてきましたが、政府の否定的な答弁もありますけれども、多少の疑惑はやはりあります。

そこで、四十条の一般調査権と四十三条の公表規定を制限しない、あるいは排除するものではないということを改めて明確にされる必要があると思いますが、この点に対するお答えをいただきたい。

それから、四十四条の国会に対する年次報告に示す概要については、単なる形式ではなくて、少なくともその理由の実体が判別し得るような内容でなければならないと思うわけでございますが、この点に対しての考え方方はどうなのか、まず、この二点についてお答えをいただきます。

○園田国務大臣 いま中村委員が仰せられましたとおりに、四十条及び四十三条の規定による公正取引委員会の権限を制限または排除するものではございません。この点をはつきりさせておきます。

第二問については、公取委員長から御答弁を願います。

○満田政府委員 四十四条で報告いたします概要についてでございますが、国会に対する年次報告におきましては、もちろん形式的な値上げの状況のみではなくて、その値上げの理由についてもその実体がわかりますような程度のものを当然報告に盛られるべきものと考えております。

○中村(重)委員 それから、必要に応じて四十三

条による公表はすべきであるというふうに思うのですが、この点はいかがでござりますか。

○澤田政府委員 独占禁止法政策遂行上必要がある場合には公表し得るものと考えております。

○中村(重)委員 官房長官の時間もございまして、私の割り当て時間も参りましたので、最後の質問を官房長官にいたしまして、あと二、三線、務長官、公取委員長にお尋ねいたします。

冒頭に申し上げたように、今回の改正手続きをめぐるて不十分な面があるといふふうに私は思います。前進した点もあることを否定するものではございませんが、公取の独立性をさらに強化して、そして国民经济の発展のために、国民の利益を守るために、統いて完全な十分な内容にするための法改正が必要であるというふうに考えますが、政府といたしましては、そういう方向で今後対処するお考え方の方なのかどうか、伺つてみたいと思いま

○國田國務大臣 先ほども申し上げましたが、世界経済の転換期で、日本経済がここで転換をしなければ日本の平和と繁栄は求められないという段階に来ているときに、企業についても、自由企業の中において新しく繁栄をし、地域社会に奉仕をする企業でなければ繁盛しないという新しいルールをつくる必要から出てきたのが今度の独占禁止法であると思いますので、これが成立を願った以上は、この運用に一層の努力を傾け、さらにこれを社会の要求に応じて逐次対応する処置を講じなければならぬと考えております。

○中村(重)委員 それで、総務長官と公取委員長に、二点お尋ねをいたしまして終わります。

判の遲延にならないよう運用されなければならぬので、この点に対し、実際の運用に当たる公取委員長のお答えだけで結構でございますが、この陳述を与えられたる機会というものは何回もあってはならないのですから、これは一回なら一回に限るということになりますが、しなければならないというように思います。いかがであるか、伺いたい。

余りこれが長くなりますが、審判官が取れないと、そういう形にもなりかねないし、それからインフレは高進してくる、したがつて課徴金を出しても痛みを感じない、こういう形になつてしまりますから、この点に対し、公取のお考え方を伺つておきます。

○瀧田政府委員 委員会審判に関しますことにつきまして考えますと、審判官が行つております審判といふのは一連の手続でございますので、これに途中で委員会審判が入るというようなことは審判の円滑な運用に支障を来すおそれがございまして、原則としては、審判官による審判が大体終結に近づいたというようなときに、これを御指摘のように一回に限るかどうか、という点は今後の研究問題ではございますが、そういう審判官による審判の最終段階において、委員会審判において意見を聞く機会を設けることが妥当であろうと考みておるのでありまして、その詳細の手続につきましては審査審判規定によつて定めたいと考えておる次第でございます。

○中村(重)委員 私どもは、一部修正を行ひまして今度の改正案を成立させるという態度を決めているところでございますが、要は、どんなにりつばな法律をつくりましても、その運用が、いま申し上げたように、本当に公取の独立性というものを作りかした、国民経済の発展と国民の利益を守つていくものでなければならぬと私は思うのです。産業政策は産業政策、独禁政策は独禁政策とばらばらではないことは私も承知をいたしております。独禁政策も産業政策の一部であるということこそが言えないこともありません。しかし、いまも申

し上げたようだに、あくまでも独禁政策の強力な推進によって初めてこの独禁法の精神が生かされるということになると私は確信をいたします。したがって、それをお答えになりましたように、私どもが後退ということを指摘いたしましたことに對して、後退ではない前進なんだと、言葉は違いますが公取を激励鞭撻し、これに協力をするという姿勢をお示しになりましたが、その答弁とのおり、あるいはそれ以上に国会あるいは國民から評価をされますように対処してもらいたいということを強く求めておきたいと思います。

官房長官から独禁政策の強化ということについてお答えをいただきましたが、ただいま私が申し上げましたことに対して改めてお答えをいただき、また、法の運用に当たる公取委員長からお答えをいただきました私の質問を終わりたいと思ひます。

企業分割のごとき構造規制は産業政策の分野に属するものであり、産業政策は本来内閣の責任において行うべきものでありますから、したがいまして、今回の独禁法改正が、内閣から独立した権限を有する公正取引委員会が産業政策へ介入することとなるのかという疑問があるわけでござりますので、この点を明確にしていただきたいと思います。

この規定の中で、審判を開始する以前の主務官庁への通知あるいは協議という規定が盛られておるわけでございますが、この点、運用に十分御配慮をいただきまして、産業政策の責任者でございまます主務官庁の意見あるいは対策が十分くみ取られ、活用せられますよう、この問題に対する内閣の明確な御見解をこの際伺つておきたいと思ひます。

○園田国務大臣 第一の御心配でございますが、この独占的状態に対する措置の規定は、単にその企業のシェアが大きいからというものではなくて、相当の期間にわたって弊害が発生していることを要件としてやることになつておりますので、現実の効果は弊害発生を防止するというところにあるものと解釈をいたしております。

なお、産業政策との関係でございますが、いまおっしゃいましたとおりに、主務官庁との連絡調整は十分規定にござりますし、また、これは他に手段がない場合の最後の規定がこの規定でござりますから、それまでにわたつても、その後においでも、いま仰せられたような趣旨を考えながら任務大臣は運用するよう十分注意をしていきたいと考えます。

○山崎(拓)委員 もう一点だけ伺つておきますが、もう一つの議論を呼んでおる今回の改正点でございますが、それは同調的値上げに対する報告徴収の規定でございます。

この規定が発動されます際に、最終的には原価公表につながるのではないか、そのことは自由経済の否定につながるのではないかという議論がございます。また、貿易立国であり、国際競争を旨

この際、附帯決議について、政府から発言を求められておりますので、これを許します。藤田総理府総務長官。

○藤田國務大臣　ただいまの御決議につきましては、御趣旨に沿つて善処してまいりたいと存じます。

ありがとうございました。

○野呂委員長　お詫びいたします。

本案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○野呂委員長　御異議なしと認めます。よって、さよなら決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○野呂委員長　次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後五時四十四分散会

第二十条に一項を加える改正規定中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改める。

第五十条第二項の改正規定中「第二項（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）若しくは第三項」を「若しくは第二項」に改める。第五十三条の三の改正規定中「及び当該違反行為によつて生じた影響」を削る。

第五十四条第一項の改正規定中「若しくは第二項（第八条の二第二項において準用する場合を含む。）を削り、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改める。

附則第三条第一項中「第七条第三項」を「第七条第二項」に改める。

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第七条に二項を加える改正規定中「次の二項」を「次の二項」に改め、同条第二項の改正規定を削る。

第八条の二第二項の改正規定中「若しくは第三項」を削り、同条第一項の次に一項を加える改正規定中「前条第一項第一号の規定に違反する行為に、第七条第三項の規定は前条」を「前条」に改め、「それぞれ」を削る。

昭和五十二年六月一日印刷

昭和五十二年六月三日發行

衆議院事務局

印刷者 大藏省印刷局

A